

事例研究～中国ビジネス法務

医薬分野における独禁法問題(前編)

北京市大地律師事務所 / 日本部

パートナー弁護士 法学博士 熊琳



今年1年を通じ、中国で独占禁止法違反についての調査・処分が積極的に行われた年と言えるでしょう。今回は、今後医薬分野において、どのように独占禁止法が関わっていくのかをテーマに取り上げてみたいと思います。

11月25日、中国国家發展改革委員会(以下「發展改革委」)の価格監督検査・独占禁止局(以下「独占禁止局」)の芦延純副巡視員は、「中国ではこれまで価格独占に対する取り締まりを強化しており、發展改革委は今後、航空・家庭用化学製品・自動車・電信・医薬・家電等の分野における価格独占行為を対象にしていく方針である」との見解を述べました。これは、今後の独禁法取り締まりに関する方向性を示すものとして、当該業界およびマスコミの高い関心を集めました。また、今年8月には独占禁止局の許昆林局長がマスコミに対し「独占禁止の調査に関する次の取り締まりの対象は、人々に密接に関連する分野、具体的には石油・電信・自動車・銀行を調査対象として視野に入れている」と発言。許局長は、医薬分野に対する明確な言及は避けたものの、各界からの情報を勘案すれば、医薬分野は發展改革委が従前より着目してきた分野の一つであり、今後も取り締まりが強化される可能性が高い分野と言えるでしょう。

2013年における独禁法に関する処分・調査事例

	調査対象の分野、企業	調査機関	調査理由	調査、処分結果
1月	サムスン、LG、奇美、友達等 液晶パネル大手メーカー6社	国家發改委	価格カルテル	総額3億5,300万元の制裁金
2月	有名白酒ブランド「茅台」な らびに「五糧液」	国家發改委	価格カルテル	各2億4,700万元、2億200 万元の制裁金
3月	上海黄金裝飾品協会	上海發改委	価格カルテル	同協会50万元、会員5店舗 1,009.37万元の制裁金
7月	テトラパック社	国家工商總局	市場地位乱用	調査中
8月	バイオスタイム、ミードジョ ンソン、ドゥメックス等外資 粉ミルクメーカー6社	国家發改委	価格操作	バイオスタイム1億6,300万 元を含む総額総額6億7,000 万元の制裁金
11月	クアルコム社	国家發改委	特許使用許諾料の価格設定	調査中

◇医療の現実と改革の重要性

中国では1994年以降、「市場経済化」を図ることにより医療衛生制度に対する改革を進めてきました。しかし一連の改革では、医薬分野の持つ公益性という側面が軽視されてきたため、国内の病院および薬品を扱う企業においては、利益追求を目的として、多くの不正競争行為や独占行為が行われてきました。医薬品の監督機関である国家食品藥品監督管理局の鄭篠莢元局長が、2007年7月に収賄罪に問われ死刑判決を受けたことや、今年9月に報道された英製薬会社グラクソ・スミスクライン社による医師や政府関係者への贈賄事件は顕著な例と言えるでしょう。

こうした不正競争行為や独占行為が行われた結果、人々の医療分野への支出が大幅に増加し、日常生活に深刻な影響を及ぼしています。このことは「看病難、看病貴(診療を受けることは難しく、診療を受けられたとしても高い)」と言われ、長きにわたる社会問題となっています。そのため、医療分野における矛盾や問題(医療事故・不合理な医療費・医師に対するキックバックなど)を解決し、人々が適切な医療衛生サービスを受けることができるようにすることは、国務院が今後、重点的に取り組むべき課題となっています。(続く)